



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結い]

(財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

**インターネットメディアや地域におけるさまざまな取り組み。
心ある人たちに寄り添い、時代状況を変えていこう!!**

◇人知れず、差別や排除に抗して……◇

●ツイッターにおける差別書き込みを指弾するも……

このところ、思いがけない相談が続きます。東京都連のホームページの「人権相談」コーナーにアクセスすると、『人権プラザ便り』が見られるだけでなく、相談窓口となる電話番号やメールアドレスを知ることができます。それを見て、相談してきた方々です。

一人は40代の男性（Yさん）ですが、インターネットメディアでの差別書き込み事件にかかわったの相談でした。話はこうです。事の発端は去る4月17日、昨今流行中のネットサービスのツイッターにて、「インターネットメディアでは影響力のある」（Yさんの評）Tという男による「ソーシャルネットワーク見て、今や、コードが書けない奴はネット企業じゃ、穢多非人なんだな、と思った感覚と近いことが話されている」との差別書き込みを見たことにはじまります。「差別的かつ非常識な書き込みでしたので、私を含む何人かが、そのことを指摘したものの直されぬまま時が経過。腹立たしく思った私が画像化し、ある人権団体に送付しました。そのことを指摘すると、『先ほど、不適切な発言があったようなので、ご指摘に基づき、言い換えました』……。しかし、それは『穢多非人』を『二級市民』と言い換えるという、新たな差別書き込みだった」というわけです。「ネットメディアの将来を危惧する一人として、彼に問題の文章を削除し、不快な書き込みをしたことを公に謝罪するよう求めましたが、改善されません」。そこで、Yさんは、直接Tが所属する会社に連絡して抗議するも、「まったく誠意が見られぬ対応に疲弊するばかりでした」といいます。

ツイッター上では、「余計なことをするな、お前が差別主義者だ」「お前のような人間の行動が差別意識を拡大す

る」「寝た子を起こすな」等と誹謗中傷の言葉を浴びせられ、Yさん自身が精神的に疲れてしまう状況にあり、とても気がかりです。早速、激励のメールを送りました。

「Yさんのような方々が世の中に増えていくことなしには、『差別が大手を振ってまかりとおる』と思います。差別は簡単には無くならないけれど、差別をすることが恥ずかしいことなんだというコンセンサス（合意）が成り立つ社会へ。そのためには、一人ひとりの人権感覚、意識が問われるところです。

時代の寵児ともてはやされるIT関連やインターネットメディアの業界では、人間が消耗品として使い捨てられています。そこで生き残った者たちが勝者として、大手を振って跋扈（ばっこ）します。今回の差別書き込みは起こるべくして起きたといえなくもありません。

これらの業界において、いかに人権感覚・意識を醸成していくのか、自ら社会的使命としてそれを生み出す取り組みをしていくのであれば、問題はありません。ところが、そんな姿勢は微塵もなく、差別しても居直るという鉄面皮というから性質が悪い。

『メディアの問題として考えたい』というYさんの指摘は、私もその通りだと思います。インターネットメディアのあり方として、内側からの問題提起がさまざまなかたちで燎原の火のように広がっていくことを期待できる状況にはありませんが、だからこそ、Yさんの行動は価値あることであり、勇気のいることだと敬意を表します。『良識ある、心ある人がここにもいた!』と、私はとてもうれしく心強く思っています。

どうか、Yさんの思いをしっかりと受け止めて、共感を寄せる者がいるということをお忘れなくください。そして、Yさんの奮闘を活かす道を探っていかななくてはならない、そんな時代であると認識をあらたにしました。」

Yさんからの返信には、「励ましのメールをいただき、心底ほっといたしました。匿名の誹謗中傷も多く、ご指摘の通り少々疲弊しております」とありました。

これといった妙案があるわけではありませんが、言えることは、少なくとも、このような取り組みを孤立させないようにしなくてはなりません。

●自治会費は強制徴収、自治会への参加は拒まれる

次は、関東近県から来たメールでの相談です。「(この)地区における自治会では、賃貸マンションや借家に住んでいる人が、持ち家に住んでいる人から差別的な扱いをされています。具体的には、総会の出席を拒まれます。ですから、持ち家に住む人のみで開催された総会で決まった会費や出不足金を請求されます。アドバイスをお願いします。」というものでした。

これだけでは、状況がよくみえないので、①転居した時期、地域の状況、②自治会への加入経緯、③自治会会則の内容などについて質問したメールを返信しました。

早速、相談者Nさんから電話がありました。転勤で、現在のマンションに1年以上前に引っ越し。驚いたのは、賃貸借契約書が管理費以外に自治会費まで徴収する内容です。自治会は任意加入のはずですが、自治会費は半ば強制。しかも、班単位の自治会には参加の意思表示をするも排除される(全体の総会には参加できる)。Nさんは役所にも相談しましたが、「消極的」だったといいます。

しかし、ここは、身近な第三者が介入する形で状況を改善するしかありません。Nさんから聞いた役所の担当者に連絡を取ったところ、「役所がいろいろと指示することはできない」と強調。誰もが住みやすいまちづくりということでは、地域のありよう、自治会活動のありようとしてのぞましい状態ではないことは事実。「指示・指導しろ」というのではなく、役所としてお互いにいい方向へ持っていくような介入の仕方があるのでないかと問題提起。担当者も「こういう方を大切にしないとイケない」とNさんの行動を評価されており、意外なことに「これからも何かあったときに、相談させてもらってもいいですか」というわけで、こちらの電話番号を知らせました。

Nさんには報告のメールを送り、「すぐに変化をもたらすものにはならないけれど、一石を投じ、波紋が広がり、これからどうなるか」ということで、引き続き注視していくことを伝えました。

●連続講座—新たな活動への足がかりに

去る5月10日、江東支部と江東区の共催による社会同

和教育講座があり、『人権相談活動をとらえてみえてきたもの、今後の課題』というテーマで、牧坂がお話をさせてもらいました。「(1)人権相談活動で心がけていること、(2)人権相談活動の実際～特徴的事例を中心に～、(3)みえてくるもの、これからの課題」と大きく3つに分けて講演レジメを準備いたしました。7月まで3回の連続講座でやってほしいといわれ、初回は(1)を中心に1時間ほど話して、質疑応答となりました。

あらためて、これまでの相談活動をふりかえてみると、人権相談というのはパターン化されるものではなくて、相談者のさまざまなニーズや心の叫びに向き合うわけですから、なによりも「相談者の心に寄り添う」ことを心がけてきました。したがって、相談を受けたら、その内容に応じて関係機関につなげるということで終わりません。むしろ、一緒に考え、問題解決にあたるのが私たちのポリシーです。そこでは、必要で的確な情報の提供が求められます。介護保険・生活保護などの制度情報や医療情報など、大いに参考となる情報を熟知するとともに、いかに収集するか、問題解決にあたって不可欠なことです。それと、意識的に取り組んでいるのは、支部との連携による「出張相談・訪問活動」です。それはまた、ニーズの掘り起こしになります。

さらに、ニーズに応じた相談活動をしていくうえで、自らの経験や学んできたことをいかに役立てるかです。私の場合、長年にわたる介護や医療現場、自治体や地域の取り組みなどの豊富な取材経験、あるいは精神障害者の自立をめざした協働作業、認知症ケアや訪問介護サービスに携わるとともに、地域ケアと共生の地域づくりに力を注いできました。そのなかで、支援のあり方、世代を超えたネットワークや地域の介護力をいかに育てるかなど多くのものを学んできました。初回の講座では、そんな取り組みのエピソードなども紹介し、大震災から何を学ぶのかといった話まで多岐に及びました。

とくに女性部の皆さんは、「支部員同士のつながりが希薄になっているなかで、お互いに支え合い、あらたな私たちで支部の活動を創りたいところだが、どこから手をつけたらいいのか、どういうやり方があるのか」を模索していて、そのヒントや知恵を自分たちのものにしたいという強い思いがあります。連続講座のなかで、一緒に議論しながら、手がかりを見出してほしい。それは、人権相談活動がめざそうとしているものと、見事に重なっていきます。「思いをかたちに！」していきましょう。